

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

事件、事故の未然防止のため、日頃から以下のような対策を実施します。

日常巡視	毎日1回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、遊具などの施設の状態を目視で確認
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る。
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との情報共有	地域住民や警察署、消防署との連携により、地域や近隣施設との防犯情報の共有に努める
利用指導による防犯	園内における花火、若者の“たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する
園内サインポストの表示	事故等が発生した場合、その発生場所を正確かつ迅速に把握するため、園路上にサインポストを立て位置情報と緊急連絡先を表示
「お気づきボランティア」の委嘱	本公園を頻繁に利用するリピーターに呼びかけ、安全安心確保の観点から、利用時に気づいた事項を通報してもらい、必要な措置を迅速に実施

■施設の安全対策

施設特性や利用動向を踏まえた適切な安全対策を講じます。

施設名	施設毎の安全確保のポイント
樹林地・樹木	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な手入れが行き届かない区域では、枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール 広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、危険な生物と対処を学ぶ研修会を実施
遊具	<ul style="list-style-type: none"> スタッフによる週1回の安全点検と専門業者による年1回の定期点検を実施し、点検後、点検済のシールを貼付 異常時は利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼 年1回、全公園のスタッフを対象とした遊具点検に関わる研修会を開催 利用する側でも安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置
親水ゾーン (水遊び場)	<ul style="list-style-type: none"> 鋭利な物が水底にないか、滑る箇所がないか等点検、定期的な清掃 利用の状況に応じた指導員の配置、子どもへの遊び方の指導と監視
グリーンハウス	<ul style="list-style-type: none"> 温室ガラスの定期的な目視点検 温室内通路の点検、雨天時のフロアースリップ防止の清掃、降雪時のスリップ防止マットの設置
園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検 丸太階段の横木や杭木の腐朽、手すり部分のボルトの緩みなどを重点的に点検 転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、建物施設が改修された場合等には必要に応じて計画の見直しを行います。

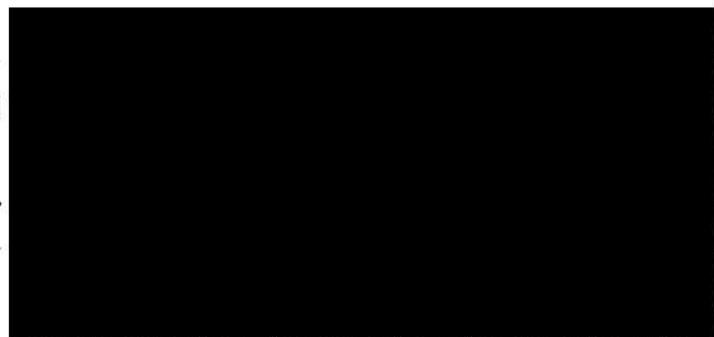
定期的に消防設備の点検を行うとともに、必要に応じて相模原市南消防署の指導を受け、消防署や点検委託業者と連携して消防訓練を行うなど、火災への対策を継続します。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> ・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度遵守 ・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 ・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 ・高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策は責務として位置づけ (当協会で定める [REDACTED]への明記) ・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化 ・ボランティア保険加入を促進

■安全管理のマニュアル等の整備

本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施

○OJT等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）を定期的に管理事務所内スタッフで実施
- ・スズメバチ等危険生物の対処方法や熱中症対策についての内部研修を実施
- ・公園のスタッフを対象とした遊具点検に関する研修会を開催（年1回）

○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講
- ・遊具の安全点検講習（外部講習）に、公園管理主任等が数年に1回、出席
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

提案書9 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

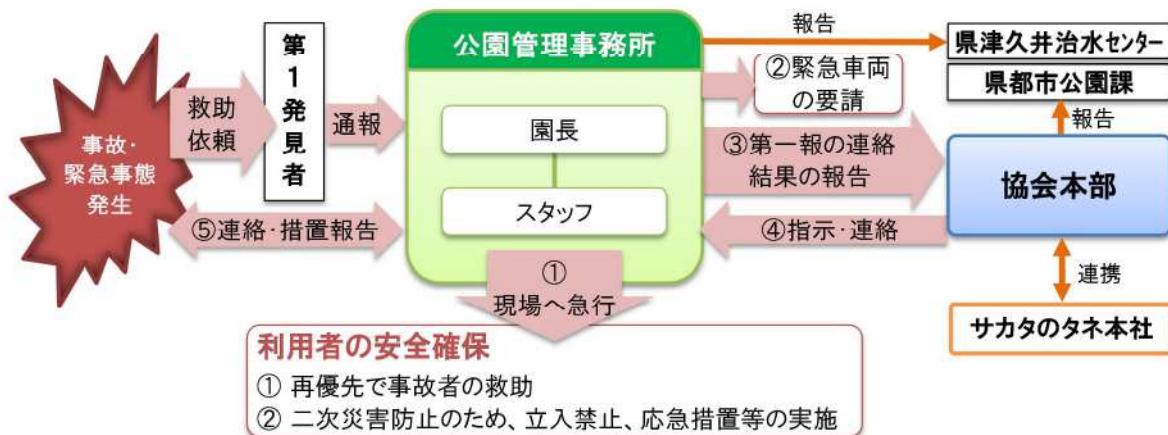
また、代表企業では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携しながら被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

特に公園内の芝生広場など一部区域は避難が可能な屋内施設から離れた場所にあり、高さのある樹木も多いことから、落雷への注意が必要です。そのため、雷注意報等の気象警報発表時には必要に応じて園内放送や口頭にて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

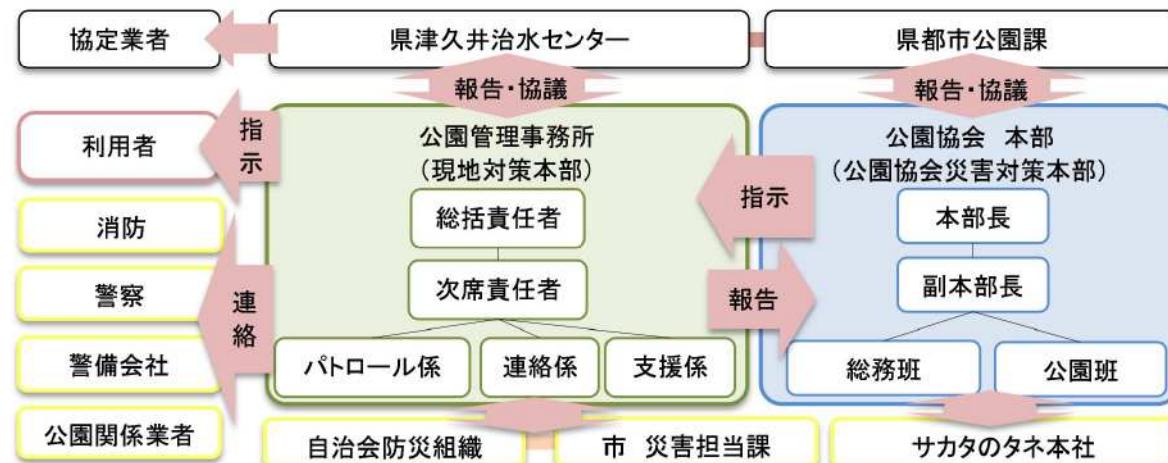
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参考したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役 職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県津久井治水センターや協会本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園管理主任等）	現場状況を把握し、隨時、公園管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園管理主任、パート職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当、県や市への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

夜間は、警備員が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、日中から警備員が園内巡回にあたり、年末年始当番表により公園職員が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。職員が分担して園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。

グリーンハウスの利用中止を決定した場合には、公園入口に案内看板にて告知するほか、事前に利用申込みのあった団体等には電話で連絡します。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、樹木の下など倒木や落雷の危険があるエリアについては速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○雷注意報が発表された場合

速やかに園内放送及び館内放送にて利用者に知らせ、注意喚起を行います。

雷鳴が聞こえて来たら、屋外での利用中止を呼びかけ、建物内など安全な場所への一時避難を促します。

○その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時や、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園は高齢者の利用も多く大型遊具もあるため、病人・けが人の発生する危険度が高いため、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図っています。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します
II 応急手当	・呼吸、意識の確認⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合⇒公園管理事務所、グリーンハウスほか建物内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。
IV 報告	・事態収拾後には県津久井治水センター、協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

公園管理事務所とグリーンハウスにそれぞれ1台ずつAEDを設置しています。また、各建物施設及び職員詰所には救急箱を設置し、必要に応じて応急処置を行います。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

○防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年2回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

◆◆ AEDによる救命活動 ◆◆

平成24年6月、当協会が指定管理者として管理する県立座間谷戸山公園において、座間市が設置管理を行うテニスコートで利用者に急病人が発生、当協会職員がパークセンターに常備するAEDを使用して救護し、一命を取りとめました。

この救命救護活動により、当協会職員2名が、座間市より表彰を受けました。



表彰の様子 (H24 広報ざま)

提案書 10 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

代表企業では、既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。

今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■ 大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。

- ・職員は [REDACTED] を携帯し、緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるようにします。

- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県津久井治水センターと協会本部に報告します。

- ・震災発生後、[REDACTED]

[REDACTED] が配備につきます。なお、県内震度6弱以上の場合、[REDACTED]
が配備につきます。

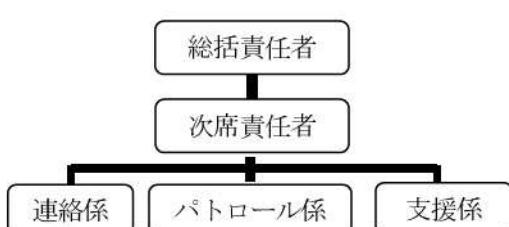
【配備体制】

本公園に現地対策本部を設置、当協会本部には災害対策本部を設置

□ 震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。

- ・勤務時間外発生の場合、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引き継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。

公園内の被災箇所の情報を収集します。

【避難誘導準備】

勤務時間中の場合、グリーンハウス、売店等は営業を即中止、閉鎖して、非常用出口の解放や緊急避難を開始する旨の園内・館内放送を行います。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、インターネット、ラジオ等から情報を随時正確に入手し、的確な情報を利用者へ提供し冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、近隣施設の避難受入先案内や必要に応じて本公園施設の一部を開放する等の安全確保に努めます。

（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は広域避難場所に指定され、地震等による大規模火災発生時には地域住民が多数避難してくることが予想されます。そのため災害時はもとより日頃から県や相模原市等と協議しながら対応していきます。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

また、災害に関する事前の情報（気象警報、地震・津波関連情報、緊急地震速報等）に素早く対応するため、園内放送システム連動型の告知システムを構築し、災害発生前には迅速に情報を利用者に提供します。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示します。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

■地域と連携した災害対策

災害時においては、限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。また、広域避難場所である相模原公園から周辺小中学校等の避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に相模原市及び近隣施設と調整し災害に備えます。さらに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者等へ情報提供する為にハンドマイク等を備品として備えます。

■日常訓練の充実

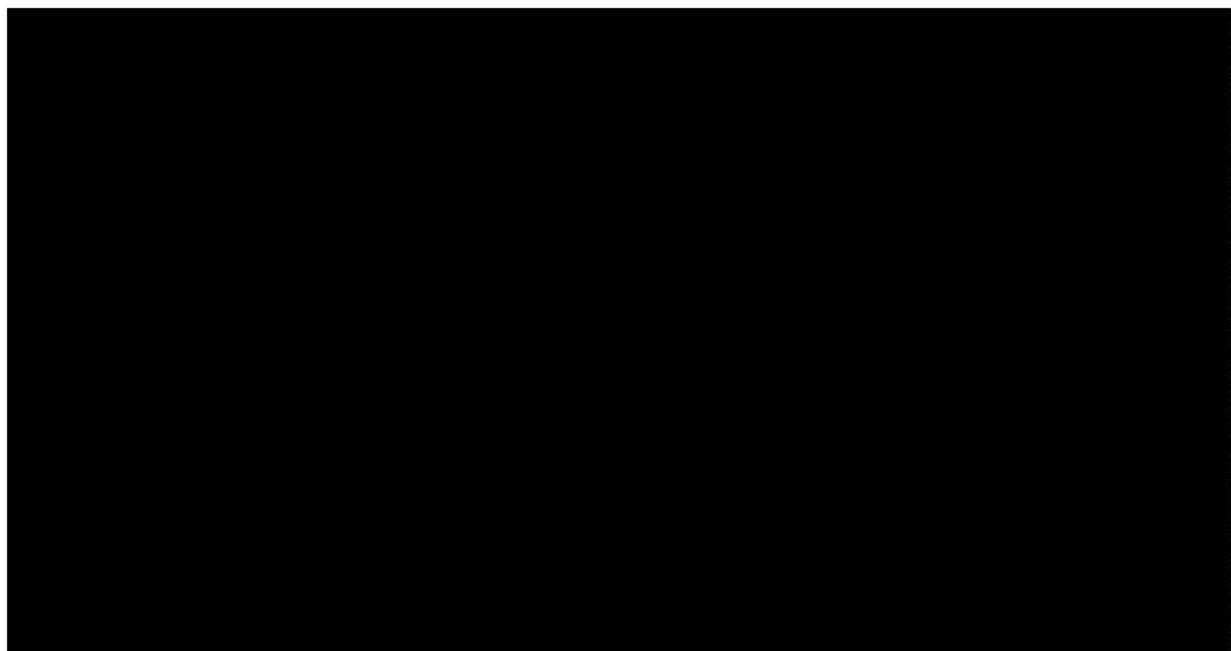
緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から地域の訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。また、近隣施設と連携して公園利用者等と一緒に防災をテーマとした訓練を実施し、広域避難場所としての意識を各機関と共有しながら、利用者にも参加の機会を提供します。

委託業者と連携した日常訓練	消防設備点検の委託業者の協力により、年1回消防訓練を実施 (グリーンハウス内の消防設備の適切な取扱い方法、災害時の案内誘導方法及び消火栓や消火器を使用した消火訓練)
消防署と連携した救急救命訓練の実施	相模原南消防署の協力により、全職員を対象に年1回AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施
自治体やNPO法人、近隣公共施設等と連携した防災訓練の実施	近隣公共施設等との合同により、大震災発生等を想定した地域合同防災訓練を実施。自治体や救助犬NPO法人にも協力を要請、公園利用者や地域住民にも参加を促す 相模原麻溝地区近隣施設協議会での防災・防犯のための講習会実施
炊き出し体験の実施	園内の枯れ枝などを使った火おこしやまどの製作、非常用水源も活用し、炊き出し訓練を実施

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄に当たっては、代表企業の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



○災害対応自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が供給できる「災害支援型ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。

■災害発生時の協力等について

県津久井治水センターや相模原市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

■職員への教育

代表企業では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

◆◇関係機関と連携した防災講習会の開催◇◆

相模原市麻溝地区近隣施設協議会では、相模原市南消防署から講師を招き、東日本大震災での復旧活動の経験をもとにした防災に関する講習会を実施し、災害に対する危機意識の向上及び共有を図りました。



防災講習会の実施

提案書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

本公園では、地域とのつながりや地域への貢献を重視し、近隣の公共施設や大学をはじめ地域の団体や人材、関係機関との連携・協力の体制を構築してきました。これからも、地域の団体や人材の積極的な活用と関係機関との密接な連携により、本公園への愛着や親近感を高め、生きがいづくりやコミュニティ形成の繋がりをさらに強めていきます。

協働のテーマ	連携先
地域振興、雇用	相模鉢物研究会
	社会福祉法人「すずらんの会」
	どんぐり食品
緑の人材育成	神奈川県造園業協会、日本庭園協会神奈川支部、相模原造園協同組合
イベント (健康、芸術、自然とのふれあい等)	相模原市麻溝地区近隣施設協議会 (市立相模原麻溝公園、相模原麻溝公園競技場、ふれあい動物広場、相模原市立総合体育館、市民健康文化センター、女子美術大学)
	日本ヒューマン・ドッグウォーキング協会
	さがみはらスポーツ・レクリエーションの会
	NPO 法人ツリークライミング®ジャパンクラブ leaf
	相模原公園イベント協力会
花の魅力づくり	音花アート
防災、防犯対策	相模原市麻溝地区近隣施設協議会

◆◇ ポニー乗馬体験の共同実施 ◇◆

近隣施設との連携の一つとして、ふれあい動物広場にて実施している「ポニー教室」を、本公園の大規模イベント時に協力いただき実施しています。紅葉の丘を乗馬コースとし、樹林地内を普段とは異なる目線で散策できると毎回大変好評です。

「ポニー乗馬体験」



(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

本公園では下記のとおり、様々な分野のボランティア団体が活動していますが、今後は「お気づきボランティア」や「いきものボランティア」など、テーマに応じて個人の参加者を募っていきます。また、これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」に基づき、より多くの方がボランティアとして参加しやすい環境づくりに努めています。

さらに、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術等を伝えボランティアの育成につなげます。

協働のテーマ	連携先	内 容
花壇等の管理	相模原ハーブの会	
	地域作業所「虹の家」、ひよこ保育園、第二ひよこ保育園、第三ひよこ保育園等	
	花いっぱい運動	
展示、教室	日本盆栽協会相模原支部、神奈川県央臘月会、相模の大臘保存会、相模原山草会、相模原華道協会、シャドウボックス「檀の会」、彩の丘、押し花工房「ロベリア」、フォトサークルどんぐり 等	
文化、芸術	シネマテークさがみはら	
	地元演奏家	
イベント協力	女子美術大学学生、弥栄高等学校吹奏楽部・美術部等、相模原市少年鼓笛バンド、相模原造園協同組合	
自然観察、自然とのふれあい	相模原みどりの風(自然観察指導員相模原連絡会)	
	相模の蝶を語る会	
	相模原市子供エコクラブ	
犬とともに楽しむ	NPO 法人ドッグランネットワーク Pals	
	NPO 法人ジャパン・コンパニオン・ドッグ・クラブ	
維持管理への協力	個人ボランティア	
	NPO 法人緑のお医者さん	
	土友会、公緑会	

◆◇ ボランティア交流研修会の開催 ◇◆

当協会では、NPO法人GIPと協働でボランティアの方々に他の公園の先進事例を学んでいただくため、視察およびボランティア交流会「グリーンエンジョイ」を開催しています。

なお、平成 25 年度には秩父宮記念公園とサカタのタネ総合研究センターへの視察を行いました。



グリーンエンジョイ

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年600点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を本公園グリーンハウスを始め他公園や病院等で開催しています。



フォトコンテスト
入賞作品展

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

○海と山と丘の公園交流事業

特色の異なる「日本丸メモリアルパーク」「国営アルプスあづみの公園」と本公園の3公園が交流協定を結び、年2回程度のイベント協力やPR活動を行います。これにより、魅力を利用者に伝えあうと共に、各公園の利用の促進を図ります。



アルプスからの雪で遊ぶ

■周辺施設との交流・連携

本公園及び周辺6施設で「相模原市麻溝地区近隣施設協議会」をつくり、月1回定例の連絡会議を開催し、各施設のイベント情報等の共有や共通する課題の解決等を図っています。この協議会では各施設のイベント情報を集約し掲載した「公園だより」を毎月発行し、各施設をはじめ相模原市内の各公的施設や周辺の路線バス内に置き、一体となって利用の促進を図っています。本公園等の大規模イベント時にあわせ「近隣施設スタンプラリー」を年5回実施するほか、合同で防災や防犯に関する講習会を開催するなど、災害時や緊急時に連携して円滑に対処するための取組みを行っています。

また、隣接する相模原市立麻溝公園とは、協働してイベント「ポニー乗馬教室」を実施したほか、相模原市による「第一回相模原小・中学生クロスカントリー大会」に協力するなど、相互協力体制を築いています。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園は、企業や造園関連団体の社会貢献、学校等の野外活動の場として利用されています。私たちはこのような活動を支援するとともに、引き続き積極的に受け入れていきます。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上での呼びかけや地元商工会を通じ、積極的に企業の社会貢献活動への取組みを呼びかけるとともに、受け入れの体制作りを行っていきます。受け入れに当たっては、資材・機材の提供や技術指導を行うことにより、活発な活動を行えるようにサポートしていきます。



日本庭園協会による庭門の改修

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高等学校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、生き物や自然の大切さを学ぶ場を提供します。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては独自の減免規程を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えています。

提案書 12 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで駐車場収入、利用料収入、自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価を用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

本公園の管理運営にあたっては、引き続き業務の効率化に取組みます。その中でサービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

■他公園との「備品・資材等の共用化」

代表企業は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

■費目ごとの経費節減策

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減 ・特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減 ・競争原理の導入（見積合わせ、入札等） ・受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・物品購入や機器リースにおける集約発注 ・リース機器が継続使用可能な場合の再リース
植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・作業の効率化を図り、拡大区域の植物管理について、一部を除き基本的に直営にて対応 ・受託者にも業務が計画的に見込めるメリットがある長期継続契約の導入 ・花壇植栽の花苗を植栽計画に基づき地元農家に生産依頼し、単価を抑制し経費を節減
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置の継続 ・イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置

<付属書類> 収支計画書・収支計画算出根拠・収入積算内訳書（別添）

提案書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

本公園において、県、県津久井治水センター、公園協会本部としっかりと連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

- 現地責任者は、公園管理経験等が豊富な人材を配置します。



- 現地責任者のほか、本公園の特性に応じ主要職員を配置します。

**■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況****■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制**

<別表>現地の職員配置計画

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、関係する規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿つて指導監督を行います。

■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
枝下し・枯損木処理等、刈込物・生垣手入れ	樹勢悪化木・支障枝の除去、はみ出し枝や徒長枝の刈込み等	事前に周知看板を設置する等の安全確保を指導	作業状況、処理本数、処分方法等を点検
エアレーション作業等	芝生地のエアレーション・施肥・目土かけ	実施箇所や方法が適切に実施されるよう指導	指定の面積や数量が実施されたか等を点検
遊具設置・建築設備・電気工作物・消防設備等	電気事業法による法定点検や建築基準法、遊具指針による点検	法令を遵守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いがないかを点検
警備業務	公園内巡回警備	適切な利用者対応と迅速な対応について指導	作業日報により、適切に履行しているか点検
ゴミ処理	ゴミ・残材搬出	マニフェストにより事業者と契約を取り交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進、地域協働など幅広い分野の知識と経験が求められます。

代表企業では多様な公園管理業務に対応するため、全員を「ゼネラリストとしての素養を備え、かつ各専門分野にも長けた職員」として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。

■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

【人材育成の仕組み】



■能力開発の取組み

○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

代表企業では、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんによる意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

■職員の採用について

代表企業では、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

私たちグループでは、グループ構成団体のそれぞれにおいて「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め、公開するとともに適正な取扱いを徹底しています。

また、代表企業である神奈川県公園協会「コンプライアンス要綱」に基づき、構成団体を含め責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

■各構成企業の諸規程

種別	内容	各構成企業の規程	
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、服務、安全衛生、表彰、懲戒等および職員・社員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		サカタのタネ	従業員就業規則
給与	職員の給与や手当についての必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
		サカタのタネ	賃金規程
会計	適切な会計処理に関する必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
		サカタのタネ	経理規程
非常勤職員の雇用等	規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
		サカタのタネ	パートタイマー就業規則
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
		サカタのタネ	権限規程・個別権限基準表
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	代表企業	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
		サカタのタネ	コンプライアンスマニュアル コンプライアンス委員会運営規程 コンプライアンス相談窓口運営規程
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	代表企業	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
		サカタのタネ	情報セキュリティ基本方針 個人情報管理規程 インサイダー取引防止規程

■法令遵守の取組み状況

代表企業は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員及び共同事業者のコンプライアンスの徹底を図っています。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報保護については、グループ構成企業各社においても「個人情報に関する取扱規程」を定めておりますが、代表企業である神奈川県公園協会の規程等に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取り扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

○諸規程の整備

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

○取扱いの徹底

・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

・県の「PDマーク」に登録

県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者等へ明らかにします。

・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にする心を育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取組みを行います。

■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

代表企業は、「エコアクション21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

○代表企業の環境マネジメントシステム（Ecological Management System）の特徴

これまでの都市公園や自然公園における代表企業の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減とならんで、自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組み方針としたシステムです。

当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きPDCAサイクルによるシステムの運用を行っていきます。



○システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組の実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をPDCAサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

■環境負荷軽減の具体的取組み

- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレットペーパー、コピー用紙）、再生紙利用
- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化

- 作業用EV軽トラックを導入し、環境負荷の少ない作業を実施
- 間伐・枝落としによる発生材のチップ化による資源循環型維持管理

■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の野生動植物など自然環境の調査の実施（鳥類・蝶類の生息調査等）
- 外来植物メリケントキンソウ、ブタナ、セイタカアワダチソウ等の除去
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用
- ツル植物を使った「みどりのとんねる」設置
- 親水ゾーンでの「水辺の生き物観察会」による生物多様性の促進と啓発

■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- 地元企業のCSR活動受け入れ
- 「自然観察ガイドツアー」の継続実施による園内自然環境保全の普及活動
- 当グループによる、花を通じた被災地支援の継続実施
- 公園ナビステーションにて生きた標本展示と解説による自然情報発信
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 「子ども樹木博士」「子ども活け花教室」の実施による子どもたちへの普及

（4）障害者雇用促進の考え方

公園は、障がい者にとって憩いの場でもありますが、一方で働きやすいフィールドでもあります。代表企業は、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取組みます。今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ（就労体験）の受入れに協力します。地域の障がい者雇用を促進するため、当協会における就労機会の提供に取り組みます。

■法定雇用率上回る雇用努力

代表企業全体では、平成25年度現在6公園7人を雇用（障がい者カウント数4.5人）

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業	
相模原公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業	
辻堂海浜公園	園内の清掃	
相模三川公園	軽飲食の販売	
茅ヶ崎里山公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業	
当協会花苗事業	花苗の株分け等	

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組みづくりにも取組んでいきます。



提案書 15 「これまでの実績」

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

■神奈川県公園協会の管理運営実績

当協会はこれまで、数多くの県立都市公園や自然公園ビジターセンター、山岳スポーツセンター等、様々な公の施設の管理運営に携わってきました。各施設の特性に応じた管理運営を行う中で、公益的な事業展開により地域社会への貢献を続けてきました。

■県立都市公園における施設管理実績と評価

平成 21 年度からの指定管理期間において、当協会では 16 公園の指定管理業務を行ってきました。

このうち、県の指定管理業務評価において、平成 22 年度には 4 公園、平成 23 年度には 3 公園、平成 24 年度には、本公園を含む 5 公園で、「特に優良」の評価を得ることができました。その他ほとんどの公園についても、「優良」の評価を得るなど、着実な管理運営を行ってきました。

管理施設名	指定管理期間	所在地	平成 24 年度 指定管理 業務評価	備 考
塚山公園	平成 18 年 4 月～ (保土ヶ谷公園 ・境川遊水地公 園は平成 21 年 4 月～)	横須賀市	優良	グループによる管理
保土ヶ谷公園		横浜市保土ヶ谷区	優良	
葉山公園		葉山町	良好	
はやま三ヶ岡山緑地		葉山町	優良	
恩賜箱根公園		箱根町	特に優良	グループによる管理
辻堂海浜公園		藤沢市	特に優良	グループによる管理
湘南汐見台公園		茅ヶ崎市	優良	グループによる管理
相模原公園		相模原市南区	特に優良	グループによる管理
大磯城山公園		大磯町	優良	
七沢森林公园		厚木市	優良	
座間谷戸山公園		座間市	優良	
秦野戸川公園		秦野市	特に優良	
津久井湖城山公園		相模原市緑区	特に優良	
茅ヶ崎里山公園		茅ヶ崎市	優良	
相模三川公園		海老名市	優良	
境川遊水地公園		横浜市戸塚区・泉区	優良	

■他の類似施設の管理実績

当協会では、県立都市公園以外にも様々な施設の管理運営も行い、その手法やノウハウを県立都市公園の管理運営にも活かしてきました。

【指定管理業務】

管理施設名	指定管理期間	所在地	備 考
県立山岳スポーツセンター	平成 21 年 4 月～ 平成 27 年 3 月	秦野市	
町立大磯運動公園	平成 20 年 4 月～ 平成 23 年 3 月	大磯町	グループによる管理

【管理受託業務等】

管理施設名	管理期間	所在地	備 考
県立いせはら塔の山緑地公園	平成 19年 4月～	伊勢原市	単年度毎の管理業務受託
県立陣馬自然公園センター	平成 7年 4月～	相模原市緑区	〃
県立宮ヶ瀬ビジターセンター	平成 7年 4月～	清川村	〃
県立丹沢湖ビジターセンター	平成 8年 4月～	山北町	〃
県立西丹沢自然教室	平成 8年 4月～	山北町	〃
県立秦野ビジターセンター	平成 9年 7月～	秦野市	〃
県立ユーシンロッジ	平成 19年 4月～ 平成 24年 3月	山北町	〃
大涌谷園地駐車場	平成 7年 4月～	箱根町	運営業務受託

■サカタのタネの管理運営実績

創業 100 年の種苗トップメーカーとして、“国際花と緑の博覧会（花の万博）”や英国王立園芸協会など国内外で多くの受賞歴があります。“花のオリンピック”オールアメリカンセレクションズでは 2013 年の「ジニアプロフェュージョンダブルホットチェリー」など 1930 年代から 40 回以上受賞しています。緑化においても独自のノウハウを展開し、第 29 回全国都市緑化フェア TOKYO や横浜市の横浜美術館（グランモール公園）での花修景にて感謝状をいただいている。またマスコミでも話題となった“富士山を背景とした芝桜の修景”などの実績もあります。

【代表的な花壇管理施設】

管理施設名	管理期間	所在地	管理形態
日本丸メモリアルパーク	平成 18 年 4月～	横浜市西区	花壇管理 業務受託
グランモール公園	平成 24 年 9月～	横浜市西区	〃
山下公園	平成 25 年 4月～	横浜市中区	〃
本栖リゾート芝桜エリア	平成 25 年 6月～	山梨県河口湖町	〃
上野恩賜公園	平成 25 年 8月 ～平成 25 年 11 月	東京都台東区	〃

【代表的な芝生管理施設】

管理施設名	管理期間	所在地	管理形態
日産スタジアム他	平成 15 年 4月～	横浜市港北区	芝生管理 業務受託
境川遊水地公園	平成 21 年 4月～	横浜市戸塚区・泉区	〃
保土ヶ谷公園	平成 21 年 4月～	横浜市保土ヶ谷区	〃